

〈店舗スペース〉 出店利用規約

1.目的	泉中央駅前広場および泉中央駅前地区の活性化に寄与する利用に限るものとします。		
2.出店申込方法	当協議会ホームページにて随時公募します。HP内の事前申請フォームに入力の上、運営事務局宛に送信下さい。内容が不十分なものについては受付いたしません。※利用許可基準を明らかに満たさない場合、お断わりのご連絡をさせていただく場合がありますので予めご容赦下さい。）		
3.許可基準	営業内容及び店舗意匠について仙台市及び当協議会による審査を行います。審査に当たっては、 ・公共の広場の活用趣旨に鑑み地域活性化に資する営業内容とし、公序良俗に反しないもの ・当広場および周辺施設内店舗等との親和性・集客力を配慮した業種・商品構成 ・当広場全体の美観形成への寄与および周辺環境との調和を意識した景観・意匠を総合的に勘案し、可否判断および一部制限を設けます。		
4.利用料金	<b>1区画あたり月額5万円（消費税等別途）</b> ※但し、利用料金は更改する場合があります。当月分を前々月末日までにお支払いいただきます（当協議会口座へ銀行振込）。 <b>尚、お振込み手数料は出店者の負担とします。</b>		
5.光熱費等	各出店区画の水道光熱費及びゴミ袋料金を当協議会にお支払いいただきます。但し、出店者の営業内容・設備等状況により別途増額となる場合があります。 【電気・水道料金】 月額1,000円（消費税別途） 【ゴミ袋料金】45L袋180円（消費税込）※ゴミ処理費用含む/50袋単位でセルパ防災センターで販売上記の支払い方法は、当月20日×翌月初日請求、翌月末日支払となります（当協議会口座へ銀行振込）。 <b>尚、お振込み手数料は出店者の負担とします。</b>		
6.用途・業種	物品（食品含む）販売・調理加工販売・飲食店営業のいずれかとなります。広場内および周辺施設内の店舗と業種、商品が重複する可能性がある場合は、禁止または調整する場合があります。		
7.店舗外装規制	店舗外観は広場全体の美観形成へ寄与するもの、周辺環境と調和するものとするため、街全体の価値を高める瀟洒な設え、洒落た品位のあるデザイン・意匠を目指して下さい。また、床に定着し、建築基準法上建築物とみなされる店舗は設置できません。		
8.営業時間	営業可能時間 6：00～23：00。コアタイムを別途定めた場合、コアタイムは原則として必ず営業しなければなりません。また、当協議会のHP及び店舗広場内の掲示物に表示しなければなりません。		
9.店休日	出店者にて決定いただいて構いません。ただし、コア営業日を別途定めた場合、当該日は原則として必ず営業しなければなりません。また、当協議会のHP及び店舗広場内の掲示物に表示しなければなりません。		
10.許認可（写し提出）	主な許可は下記のとおりです。 ■道路占有許可：当協議会にて取得済（泉区役所道路管理課） ■道路使用許可：当協議会にて取得済（泉警察署交通課） ■道路通行許可：必須（キッチンカー搬出入時）（泉警察署交通課） ■飲食店営業許可：調理行為を行う場合は当協議会及び泉区保健福祉センター衛生課との事前協議が必須。 ■プロパンガス利用の場合は消防署と事前協議のこと（泉消防署予防課） 上記許可が必須となります。道路占有許可証および道路使用許可証の写しは当協議会よりお渡しします。その他の営業に必要な許可は、各出店者が取得するものとし、必要な許認可がないことにより営業が停止、損失が発生した場合でも、当協議会は一切責任を負いませんのでご留意ください。		
11. 禁止事項	以下の事項を行うことを禁止します。 ①公序良俗に反する行為 ②騒音（大声も含む）、振動、悪臭、塵埃、その他一般通行者に迷惑をかける行為 ③火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為を行うこと。 ④出店の権利を第三者に譲渡または転貸等（店舗または事業を第三者（親族・従業員等含む）に譲渡・継承する場合も同様です。また、法人または団体の場合で、代表者の変更、事業内容や経営組織の実態の変更が発生した場合は速やかに届出の上協議とします。） ⑤広場内の一般歩行者の通行の妨げとなるような行為。 ⑥その他、広場の管理運営上、特に必要があると認めて禁止する行為		
12.利用承認の取消	以下の事項に該当する場合は、利用の承認を取り消す場合があります。 ①本出店利用規約に違反した場合 ②利用承認条件に違反した場合 ③利用料、電気料・水道料等を所定の期日までに支払わなかった場合 ④偽りその他不正な手段により利用承認を受けた場合 ⑤公益上やむを得ない事由が生じた場合 ⑥広場において公益上の施策や事業を行うことになった場合 ⑦11.に規定する禁止事項を行った場合		
13.保険（写し提出）	店舗・車両への保障、および営業上の行為によって来店客または第三者へ損害をかけた場合の損害賠償保険に加入してください。尚、店舗の破損、盗難があっても当協議会は一切責任を負いませんのでご留意ください。		
14.その他承諾事項	以下利用条件を承諾して申し込みしてください。 ・営業にあたっての共用ストック場所は <b>ありません</b> 。 ・店舗広場内の照明は、10：00～24：00まで点灯していますが、今後運用上変更する場合があります。 ・営業を休止・中止する場合は1か月前までに運営事務局へご連絡下さい。		
		15.表明・保証	出店者は、借用期間中、出店者個人または法人の役員及び従業員並びに出店者の関連会社その役員及び従業員その他関係者（以下、総称して「出店者の関係者」という。）が暴力団等反社会的勢力ではなく、以下に掲げる事実は存在しないことを表明・保証することが必要です。 ①暴力団等反社会的勢力が出店者または出店者の関係者の経営に関与している。 ②出店者の関係者が暴力団等反社会的勢力に資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等反社会的勢力の維持又は運営に協力又は関与している。 ③出店者の関係者が暴力団等反社会的勢力と交流を持っている。
		16.個人情報の取扱い	個人情報の取扱いについては下記の事項をご確認の上、お申し込みください。 ①個人情報の取扱者：住商アーバン開発㈱（個人情報保護管理者：常務取締役） ②利用目的：〈店舗スペース〉申込者・出店者への連絡 ③第三者への提供：記載された個人情報は、ご本人の同意なく第三者への提供はいたしません。 ④開示・修正・削除：お預かりした個人情報はご本人の情報に限り開示・修正・削除等をする事ができます。開示・修正・削除をご希望の方は、下記個人情報保護担当者までお問い合わせください。 ⑤お預かりする個人情報について：個人情報の内容に虚偽や不足または不備があった場合は、〈店舗スペース〉の利用申請・利用をお断りする事があります。 ⑥お問い合わせ：泉中央駅前地区活性化協議会 運営事務局（住商アーバン開発㈱事務所内） 個人情報保護担当者 TEL：022-371-0102
			上記利用規約に同意し、合わせて暴力団等反社会的勢力でないことの表明を行う為、以下に署名し、所轄警察署他官公庁へ照会することおよび情報提供等を行う場合があることを承諾します。  出店者 住所または所在 会社名または店名屋号 氏名または代表者氏名 ⑥ 生年月日 西暦 年 月 日生 いずれかの身分証明書（写）添付 運転免許証・保険証・住民票・その他（ ）